

令和5年4月11日

保護者の皆様

足立区立加平小学校  
校長 倉島 敬和  
生活指導部

## 児童による携帯電話等、モバイル通信機器の校内への持ち込みについて

日頃より本校の教育活動に御理解御協力いただきありがとうございます。

さて、近年、児童生徒への携帯電話の普及が進んでいるとともに、災害時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた時などに、携帯電話を緊急時の連絡手段として活用することへの期待が高まっています。このことを踏まえ、文部科学省として有識者会議を設置し、学校における携帯電話の取扱い等について、令和2年7月に基本的な考え方を示しています。

これまで、本校では児童に携帯電話等の校内への持ち込みを原則禁止として保護者の皆様に御理解を得ているところです。改めて、『学校における携帯電話の取扱い等について(通知)「令和2年7月31日 文部科学省」

記

### 参考資料

『学校における携帯電話の取扱い等について(通知)「令和2年7月31日 文部科学省」』より抜粋

#### (1) 小学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校においては、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。
- ② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情\*1(例えば、登下校時の児童の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど)も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童による携帯電話(例えば、子供向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話など)の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

### 1 本校の考え方

原則として、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とします。

### 2 例外的に持ち込みを申し出したい場合

やむを得ない事由\*1参照が生じ、持ち込みを希望される場合は、その理由を明らかにするために申請書の提出をお願いします。申請書は学校ホームページからプリントアウトするか、担任に用紙が必要な旨をお伝えください。申請書を提出したことを持って許可とはいたしません。提出いただいた申請事由が真にやむを得ない事由であると判断できた場合、本校の規則を遵守することに同意の上、例外的に持ち込みを許可いたします。

以上